

仁愛大学情報ネットワーク（JINDAI ネット）利用規程

平成13年4月1日 制定

（趣旨）

第1条 この規程は、仁愛大学コンピュータ室をはじめとする学内情報ネットワークに接続されたコンピュータシステム（JINDAI ネット）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理・運用）

第2条 JINDAI ネットの管理・運用等に関する事項は、情報ネットワーク管理室（以下「管理室」という）が定める。

（利用資格）

第3条 JINDAI ネットを利用できる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生
- (3) その他管理室長が許可した者

（利用目的）

第4条 JINDAI ネットの利用は、原則として学術研究、教育及び大学運営上必要な業務を目的とするものに限る。

（申請及び許可）

第5条 JINDAI ネットの利用の許可等は以下の手続きによる。

- 2 利用しようとする者は、管理室に所定の利用申請書を提出し、許可を受けなければならない。ただし、学生の利用については別に定める。
- 3 管理室長は、申請が適当であると認めた場合は、ID を交付するものとし、その交付をもって許可とする。
- 4 第2項及び第3項の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた後、申請書の記載事項に変更を生じた場合には速やかに管理室に届けなければならない。
- 5 ID は、JINDAI ネットを利用する際に利用者を特定するものであり、特定のIDによって行われた行為については、当該IDの交付を受けた利用者が責任を負うものとする。利用者は第4条の利用目的以外のために利用し、または第三者に使用させてはならない。

（利用期間）

第6条 JINDAI ネットの利用期間は以下の通りとする。

- (1) 本学教職員：在職期間
- (2) 本学学生：在籍期間
- (3) その他管理室長が許可した者：許可期間

利用期間を過ぎた利用者の利用者ファイルは、管理室により廃棄される。

（サービスの中断）

第7条 システムの運用メンテナンスまたは予期せぬ障害等によるシステムの停止について、管理室は可能な限り早く利用者に対して告知するものとする。また、事前に告知できない場合、事後速やかに経緯を報告するものとする。

- 2 管理室並びに大学は、前項によるサービスの停止・遅延等の結果生じた損害に対し、責任を負わないものとする。

（ファイルのバックアップ）

第8条 利用者は自らの責任において利用者ファイルのバックアップを行わなければならない。管理室は、いかなる理由による利用者ファイルの破棄・喪失等についても一切の責任を負わない。

(禁止事項)

第9条 JINDAI ネットの利用にあたって、次の各号に掲げる行為は禁止する。

- (1) ID の第三者への譲渡、貸与
- (2) パスワードの第三者への開示
- (3) プライバシー及び著作権等の法令に定める権利の侵害
- (4) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律に反する行為
- (5) ネットワークの運用に支障を及ぼすような行為
- (6) 他人を詐称する行為
- (7) 営利を目的とした行為
- (8) システムの不正な利用またはそれを助ける行為
- (9) 計算機資源を不当に占有または浪費する行為
- (10) 他者のプログラムやデータ等を改変または破壊する行為
- (11) その他法令及び社会慣行に反する行為

(利用履歴等の取扱い)

第10条 前条を遵守するため、管理室長は、システム等利用上の履歴を記録し、一定期間保存することができる。

- 2 前項により記録され保存されたシステム等の利用履歴は、保存期間終了後は削除する。
- 3 利用履歴は、当該利用者本人の同意なしにこれを調査しない。ただし、計数的な調査についてはこの限りではない。
- 4 システム等においてシステム上非公開となっている利用者ファイルの内容は、当該利用者本人の同意なしにこれを閲覧しない。

(システム等の適正運用維持のための措置)

第11条 前条第2、3及び4項の規定にかかわらず、管理室長は、次の各号に該当する場合、システム等の運用に関して本条第2項に定める措置を講じることができる。

- (1) 第三者からの通報、利用履歴の計数的な調査またはシステム上に公開されている利用者ファイルの閲覧等により、特定の利用者の行為がシステム等の利用にかかわる諸規約ならびに法令等に抵触する疑いがある場合
 - (2) その他システム等の適正運用維持のために必要と判断される場合
- 2 管理室長は、前項に該当する事態が生じた場合、システム等の適正運用維持のため、次の各号に掲げる措置を講じることができる。ただし、当該利用者に理由を付して通知しなければならない。
- (1) システム等における利用者個人の利用履歴ならびに利用者ファイルの内容等を調査すること
 - (2) ファイルの削除・移動・変更・強制保存等を含めた利用者ファイルの操作
 - (3) 利用の一時停止、利用中の処理の中止等を含め当該利用者のシステム等の利用を制限すること
 - (4) システム等の運用を一時的に制限すること

(罰則)

第12条 利用者がこの規程に違反した場合は、管理室は以下の措置をとることができる。

- (1) 警告
- (2) 相当期間の利用停止
- (3) 利用禁止

(委任規定)

第13条 この規程に定めるもののほか、JINDAI ネットの利用に関する必要な事項は、仁愛大学情報ネットワーク運営委員会の議を経て、管理室長が定める。

(規程の改廃)

第14条 この規程は評議会の議を経て、学長が行う。

附則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。